

第1 審査会の結論

令和5年6月23日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年7月7日付けで行った公文書不開示決定（存否応答拒否。以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、以下の内容について本件開示請求を行った。

- (1) 令和5年4月24日に実施された宮崎県精神医療審査会による〇〇〇〇氏の退院請求に係る意見聴取の記録
- (2) 令和5年5月10日に開催された宮崎県精神医療審査会による〇〇〇〇氏の退院請求に係る審査の記録
- (3) 弁明書提出後、令和5年6月16日に通知された〇〇〇〇氏の退院請求に係る審査結果の根拠が記載された資料等

2 実施機関の決定

実施機関は審査請求人に対し、本件開示請求は個人名を挙げて行われており、本件対象公文書の存否を答えること自体が、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。）第7条第2号により保護しようとする個人の権利利益を侵害するため、条例第9条により当該公文書の存否を答えることはできないとして本件処分を行い、令和5年7月7日付け公文書不開示決定通知書により通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年8月15日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 医療保護入院の必要性を判断した精神保健指定医は、医療保護入院が否定された経緯を知る権利がある。
- (2) 精神保健指定医が、当該患者の精神科病院への入院歴及び退院請求歴があることは既知の事実であり、実施機関が、「特定の個人の精神科病院への入院歴及び退院等請求歴があるかどうかを明らかにすることにより、保護しようとする権利利益を侵害するため」として公文書を不開示としたことは、非論理的である。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が、弁明書で主張する内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、個人の退院請求に関する情報を対象としており、これは広く一般に公にされている又は公にすることが予定されている情報ではない。また、本件開示請求に係る公文書の存否を答えること自体が、特定の個人の精神科病院への入院歴及び退院等請求歴があることを明らかにするものである。

よって、条例第7条第2号により保護しようとする個人の権利利益を保護するために、公文書の存否を含めて不開示とした。

- (2) 条例に基づく開示請求に対する開示の可否は、条例の規定に基づき判断されるものであり、当該情報が現に一般人が知り得る状態に置かれていない情報である限りは、不開示情報に当たり、開示することができない。

第5 審査の経過

当審査会は本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年11月20日	諮問を受けた。
令和6年 4月22日	諮問の審議を行った。
令和6年10月15日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

本件対象公文書は、精神科病院に入院中の患者が実施機関へ提出した退院請求に関し、精神科病院に入院している精神障がい者の処遇等について審査を行う宮崎県精神医療審査会において審査した際の記録である。

実施機関は、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することになるとして、条例第9条により本件処分を行っており、その妥当性について、当審査会は以下のとおり判断する。

1 本件処分について

(1) 条例第9条の該当性について

条例第9条では、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるとされている。

また、条例第7条第2号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報は不開示とすることを定めたものである。

本件開示請求は、特定の個人名を明記した上で請求されていた。仮に、本件対象公文書を開示若しくは存否を明らかにした上で不開示にすると、特定の個人が精神障がい者であるかどうか、精神科病院に入院しているかどうか及び退院請求をしたかどうかが明らかになり、個人の権利利益を害することになるため、条例第7条第2号本文に該当する。また、ただし書に該当する情報もないと認められる。

よって、実施機関が条例第9条により本件対象公文書の存否を明らかにせず、不開示決定を行ったことは妥当である。

(2) 開示請求権について

条例に定める開示請求制度は、開示請求者が誰であるか、開示請求に係る公文書に記録されている情報と利害関係を有しているかどうか等の個別的事情によって当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではなく、何人にも同様の開示決定を行うこととされている。

審査請求人は、自身が本件対象公文書の関係者であり、本件対象公文書に記録された特定の個人に関する情報は、審査請求人にとって既知の情報であることを理由に開示を求めている。

しかしながら、本件対象公文書に記載された情報は一般に公にされている又は公にすることが予定されている情報ではないため、実施機関が審査請求人の個別の事情に関わらず、条例の規定に基づき本件開示請求に対する判断を行ったことは妥当である。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。